

令和7年第10回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年10月23日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯 健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫
【欠席委員】	3 荒井昌和、10 原島貞夫
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和7年第10回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員10名のうち8名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>4番の荒岡委員と、5番の植野委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和7年10月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。買取申出者、主たる従事者の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続しました。</p>

	<p>今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することを農業委員会として求められております。そして、その旨を証明する証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。今回の被相続人は亡くなっておりますので、農地を経営することが困難なことは、明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが重要となっております。</p> <p>今回は事務局で相続人に対し、電話にて聞き取り調査を行いました。被相続人は、92歳で亡くなったようですが、80歳代後半までは年間365日農業に従事していたとのこと。90歳以降は、体調がすぐれないことが多く、週に2日から3日ほど従事していたとのこと。なお、対象地の一部に雑草が繁茂しておりましたが、大雨の際に道路側に土が流出しないようにするため、雑草を繁茂させた状態にしているとのこと。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。10月16日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p>

	<p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今回の案件には関係ございません。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、贈与となっています。譲受人はすでに持分を持っており、今回の贈与で、持分が9分の9になります。</p> <p>譲受人は、世帯で約1haの農地を耕作しています。北本市に確認したところ、その全ての農地をおおむね適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間で250日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。また、機械の所有状況も十分な状況です。そのため、新たに農地を取得しても問題はないと考えられます。農地取得後は、水稻の栽培を目指すとのことでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>10月16日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第1号件について、承認とのことよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。</p> <p>譲受人は、現在、さいたま市に住居がありますが、今回購入する農地と併せて隣接する宅地を購入する予定となっております。</p> <p>譲受人の経歴、営農計画書、機械の所有状況と購入予定のものなどについては、資料をご覧ください。通作距離などについては、自宅の裏になりますので、大きな問題はないと考えられます。また購入予定の農地は258㎡となっており、購入予定の耕耘機で耕作は可能と考えられます。このことから、農地法第3条許可の各要件を満たしていないとは言えないと考えています。また、事実上の新規就農者のため、本人からのヒアリングが必要ではないかという意見が現地調査会に参加した委員の方からご提案がありましたので、本日は、本人をお呼びしております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の小峯委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
小峯委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>10月16日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、譲受人に入室してもらおうと思いますが、委員の皆様は、質問事項はまとまっていますか。(委員の様子を確認する)</p> <p>それでは入室してもらいますので、事務局職員は譲受人を呼んできてください。</p> <p><b>【譲受人 入室】</b></p>

議長	本日はお忙しいところ、出席していただきありがとうございます。それでは、質問のある委員の方は、挙手の上、質問をお願いします。
農業委員	何故、桶川市内の土地を選んだのですか。
譲受人	職場へのアクセスが良いことと、農地付きの物件を探しており、自身の探し求めていた土地であったからです。
農業委員会	何故新規就農をしようと思ったのですか。
譲受人	学生時代に農業大学校で農業について学んでおり、実際に校内の圃場で農作業を行う機会がありました。そうして学んでいくうちに、自分自身も土地を持ち、農業をしたいという気持ちから新規就農をしようと思いました。
農業委員	今後、規模拡大の予定はあるのですか。
譲受人	チャンスがあれば挑戦したいと考えています。
農業委員	現在保有している農機具のサイズは小さいように感じるが、その機械で農作業を行うことは可能なのですか。
譲受人	学生時代に1人当たり500㎡の農地を1つの農機具と手作業で管理していたこともあり、体力に自信がありますので、挑戦してみようと思っています。
農業委員	年間生産計画には夏野菜のみの記載がありますが、そのほかの季節は農地を休ませるのですか。
譲受人	一度夏野菜を栽培し、その時の状況をみて、何を栽培するかを決めていく予定です。
農業委員	栽培した農作物について、基本は自家消費で、余れば販売という形を想定しているのですか。
譲受人	その通りです。

農業委員	ご夫婦でどちらもお勤めになっていますが、年間 150 日農作業を行うことは可能なのですか。
譲受人	土曜日、日曜日、また平日も朝や夜等も農作業を行う予定ですので、可能と考えています。
議長	ほかに質問のある委員はいらっしゃいますか。 最後に譲受人の方からは何かございますか。  ないようでしたら、譲受人の方には退室していただきます。退室後に、議決を取りたいと思います。  【譲受人 退室】
議長	譲受人からの聞き取りが終了しましたが、委員の皆様から何かございますか。
委員	なし。
議長	ないようでしたら議決をとりたいと思います。
議長	第 2 号議案第 2 号件について、承認の方は挙手をお願いします。
議長	賛成多数とのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 3 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 3 号議案について説明させていただきます。 出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。 まず 1 件目ですが、8 筆、5936 m <sup>2</sup> となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は 10 年間となっております。こちらの借受人は、これまでも基盤強化法で適正に耕作をおこなってきた法人になりますので、引き続き耕作する上でも、問題がないと考えられます。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。

小峯委員	<p>それでは、現地調査副班長の小峯委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>それでは報告させていただきます。 10月16日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分 の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第5条の届出が7件となっており、転用目的は、住宅敷地が7 件となっております。 なお、令和7年10月17日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和7年11月17日（月）の午前9時から、第2 班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和7年11月26日（水）の午後2 時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしくお願 いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>

議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 14 分